資料1

障がい（児）関連計画の全体の体系

主体	障害者基本法 （理念・全体方針）	障害者総合支援法 （サービス実施）	児童福祉法 （障害サービス実施）
国	障害者基本計画	基本指針	基本指針
都道府県	都道府県障害者計画	都道府県障害福祉計画	都道府県障害児福祉計画
市町村	市町村障害者計画	**市町村障害福祉計画**	**市町村障害児福祉計画**

解説：自治体の障がい者関連計画は主に3つの法律に基づきます。
左側の障害者基本法に基づく「市障がい者計画」は施策の基本方針となる計画（枠組み）、
右側の「福祉計画」は具体的なサービス量を定める実務的計画（柱）です。

各計画の目的・性格と期間（概略）

障害者計画（内閣府）

障害者基本法 第11条

市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画

主な役割

障がい者施策全体の推進

範囲

福祉、教育、雇用、バリアフリー等、
市政全般

期間

自治体の裁量（宮崎市の現計画は7年）

概要

・ビジョン的な内容
・他分野と関連する内容も多く含む

障害福祉計画（厚生労働省）

障害者総合支援法 第88条

障がい者のサービス提供体制の確保と具体的な数値目標を設定する実務的計画

主な役割

各障がい福祉サービスの必要見込量
（数値目標）の設定

範囲

訪問介護、施設入所、グループホーム、相談支援等

期間

3年（全国一律）

概要

・実践計画的な内容（アクションプラン）
・主に障がい福祉分野のサービス・
事業に関する内容

障害児福祉計画（こども家庭庁）

児童福祉法 第33条の20

障がい児に特化したサービス提供体制と見込量を定める実務的計画

主な役割

各障がい児福祉サービスの必要見込量（数値目標）の設定

範囲

児童発達支援、放課後等デイサービス等

期間

3年（全国一律、福祉計画と同期）

概要

・障がい福祉計画と同様（障がい児版）

解説：総合的な施策の「基本的な方針」を示する障がい者計画に対し、福祉計画は「その実現にどのサービスがどれくらい　　必要か」という具体的な数字を示す計画です。

福祉計画では、「サービス量と質の確保に向けた数値目標の設定」や「総量規制」といった役割があります。

各計画の策定期間

「障がい者計画（第４期）」は、令和5年度から令和１１年度までの７年間の計画です。
本年度（令和8年度）は中間年度であるため、**計画の実施状況の確認**（中間評価）を行います。

「障がい福祉計画（第７期）・障がい児福祉計画（第３期）」は、令和6年度から令和8年度までの
３年間の計画です。本年度は最終年度となるため、**本年度内に次期計画の策定** を行います。

今後のスケジュールについて（見込み）

	（1）第4期障がい者計画**「中間評価」**	（2）次期障がい福祉計画**「策定」**
～令和8年7月	**アンケート調査実施** **（障がい者、小中学生、一般、企業）**	**アンケート調査案の確認（市内事業所、関係団体）** ＜国の基本方針 公表＞
令和8年7月	**【R8年度 第1回 協議会】**概要説明	**【R8年度 第1回 協議会】**概要説明、アンケート（修正案）の提示
令和8年8月	**アンケート調査結果の集計・分析**	**アンケート調査実施（事業者、関係団体）** 宮崎県（宮崎県福祉計画）との調整等　※随時
令和8年9月	中間評価（報告）素案の作成	**アンケート調査結果の集計・分析、次期計画素案の作成** （自立支援協議会への概要説明）
令和8年10月	**【R8年度 第2回 協議会】**中間評価（報告）素案の提示	**【R8年度 第2回 協議会】**次期計画素案の提示
令和8年11月	中間評価（報告）修正案の作成	次期計画修正案の作成 （自立支援協議会への次期計画素案の説明、意見聴取）
令和8年12月	**【R8年度 第3回 協議会】**中間評価（報告）修正案提示	**【R8年度 第3回 協議会】**修正後の計画修正案提示
令和9年1月		パブリックコメント開始
令和9年2月		パブリックコメント回答作成
令和9年3月	**【協議会 書面報告】**最終案の提示 ＜中間評価公表＞	**【協議会 書面報告】**パブリックコメント反映後の最終案の提示 ＜計画策定＞